

改正CW法と日本における木材を事例としたDDの現状

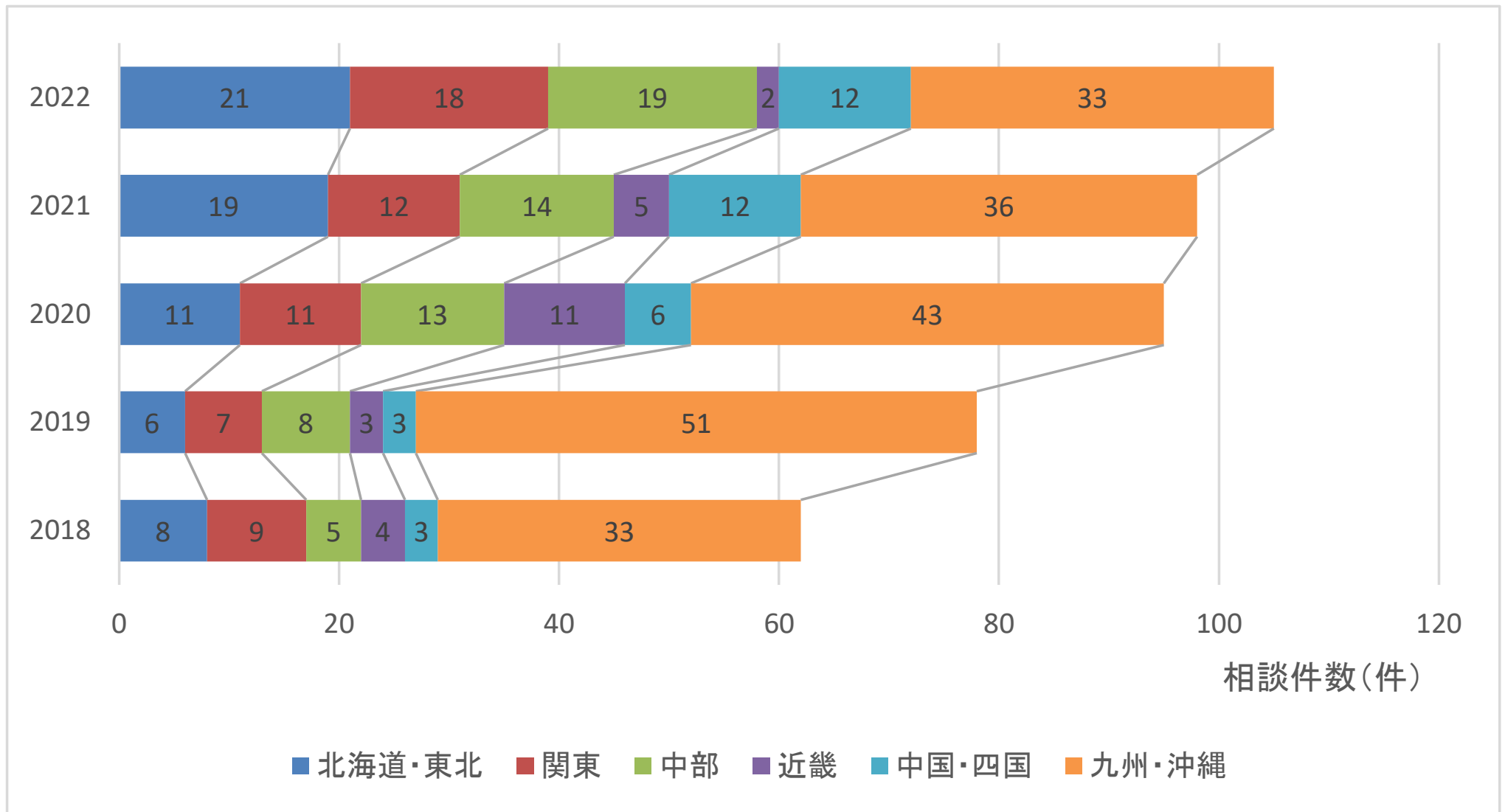
国内の盗伐問題

～それを防ぐために求められるDDとは？



(認定NPO法人) 国際環境NGO FoE Japan

無断伐採に係る市町村等への相談等の件数（林野庁調べ）



(出典) 林野庁の各年の結果を元に申請者作成

(注) 各年の結果の期間は以下のとおり。2018年（2017年4月から2018年1月まで）、2019年（2018年1月から12月まで）、2020年（2019年1月から12月まで）、2021年（2020年1月から12月まで）、2022年（2021年1月から12月まで）

宮崎県内の盗伐事件：有罪判決事例

判決日	被告	職業	罪名	量刑
2018(H30)年 3月20日	岩村進 松本喜代美	林業仲介業	有印私文書偽造、 及び同行使、 森林法違反（森林窃盗）	岩村：懲役2年6ヶ月 （執行猶予5年） 松本：懲役2年6ヶ月 （執行猶予4年）
2020(R2)年 1月15日	鈴木英明	無職 （林業仲介業補助）	森林法違反（森林窃盗）ほう助、 有印私文書偽造	懲役2年 （執行猶予4年）
2020(R2)年 3月4日	富永悟	林業仲介業	森林法違反（森林窃盗）など	懲役3年 （執行猶予5年）
2020(R2)年 9月25日	黒木達也	素材生産業 （伐採業）	森林法違反（森林窃盗）	懲役1年 （執行猶予4年）
2020(R2)年 12月15日	中原朝男	無職 （元伐採業代表）	森林法違反（森林窃盗）など	懲役1年 （執行猶予3年）

※有罪判決を受けた被告名は伏せていません。

（出所）宮崎日日新聞、毎日新聞の紙面から

盗伐被害者の特徴（宮崎県の例）

- 盗伐被害者の会会員は**165家族**（2023年6月現在）
- 盗伐被害者の多くが
 - ① **高齢の独り暮らしの女性**
 - ② **家族は林地から離れた場所に在住（市町村外、県外）**
- ③ **本人が聴覚障害や知的障害など何らかの障害を持つ、または家族に該当者がいる場合に該当**（宮崎県盗伐被害者の会調べ）
- 盗伐被害林地は「伐採された」というより「破壊された／荒らされた」状態
 - 伐採前の状態に戻すことは非常に困難。仮に可能でも高コスト
 - 特に急斜面に位置する林地では、豪雨災害等発生時にその斜面のふもとにある**民家や公的施設などが甚大な二次被害リスクにさらされている**

被害者事件簿 - FoEスタッフブログ

- 宮崎県盗伐被害者の会会員の被害の様子について不定期に更新しています。
- 第一回 宮崎市瓜生野ツブロケ谷 (その1-2)
<https://foejapan.wordpress.com/2019/07/29/miyazaki/> <https://foejapan.wordpress.com/2019/09/06/miyazaki-002/>
- 第二回 宮崎市高岡町花見字山口 (その1-2)
<https://foejapan.wordpress.com/2019/10/08/miyazaki-003/> <https://foejapan.wordpress.com/2019/11/18/miyazaki-004/>
- 第三回 宮崎市大字吉野字深坪 (その1-3)
<https://foejapan.wordpress.com/2019/12/25/miyazaki-005/> <https://foejapan.wordpress.com/2020/01/23/miyazaki-006/>
<https://foejapan.wordpress.com/2020/03/09/miyazaki-007/>
- 第四回 宮崎市田野町字荷物取地乙
<https://foejapan.wordpress.com/2020/04/15/miyazaki-008/>
- 第五回 国富町大字木脇 (その1-4)
<https://foejapan.wordpress.com/2020/08/31/miyazaki-009/> <https://foejapan.wordpress.com/2020/09/30/miyazaki-010/>
<https://foejapan.wordpress.com/2020/10/15/miyazaki-011/> <https://foejapan.wordpress.com/2021/01/15/miyazaki-012/>
- 第六回 えびの市大字西長江浦 (その1-4)
<https://foejapan.wordpress.com/2021/04/14/miyazaki-013/> <https://foejapan.wordpress.com/2021/06/10/miyazaki-014/>
<https://foejapan.wordpress.com/2021/09/15/miyazaki-015/> <https://foejapan.wordpress.com/2023/03/03/miyazaki-016/>

※ブログでは、被害者の方々のご意向もあり、またご了承をいただいた上で、実名公表しています。

宮崎市瓜生野ツブロケ谷：Eさん

- 被害者：Eさん（千葉県在住）
- 被害面積：0.21（ha）、被害本数200本（推定）
- 林業仲介業者：岩村進（被告人X）、松本喜代美（被告人Z）、I（被告人Z）、Y
- 伐採業者：S社（＝宮崎県の素材生産業者D社）
- 罪状：森林法違反（森林窃盗）、有印私文書偽造、行使

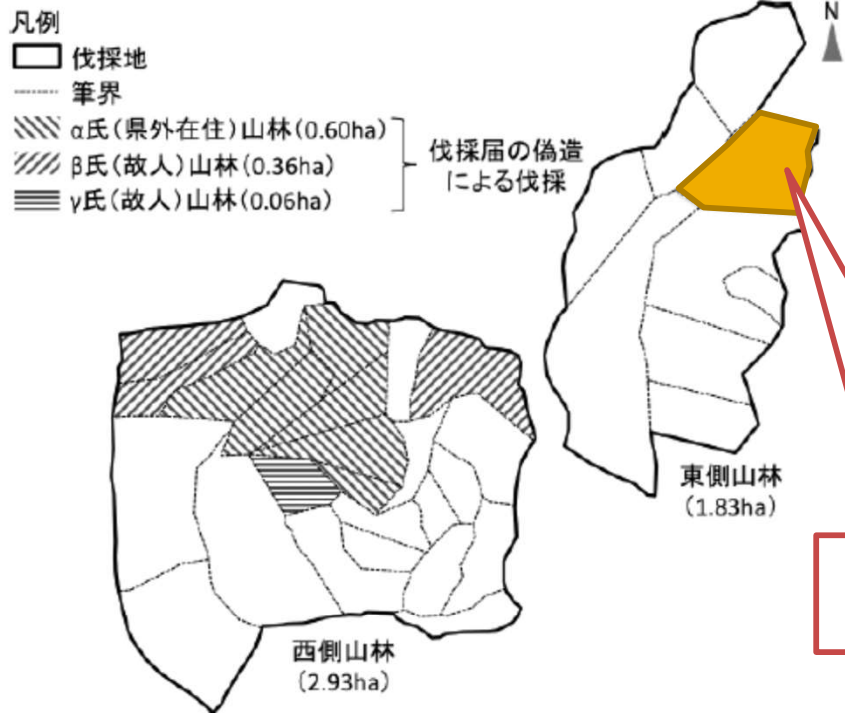


表-1. 伐採対象となった山林と偽造伐採届による伐採の状況

山林	面積 (ha)	うち偽造 伐採届 (ha)	筆数 (筆)	うち偽造 伐採届 (筆)	山林所 有者 (名)	うち故人 (名)	面積/山林 所有者 (ha)
東側	1.83	0.21	9	1	4	2	0.46
西側	2.93	1.09	25	11	18	12	0.16
合計	4.76	1.30	34	12	22	14	0.22

出所：確定記録をもとに作成。

Eさんの林地

図-3. 伐採事業地と伐採届の偽造によって伐採された範囲

出所：確定記録をもとに作成。

注：参照元資料に縮尺が示されていないため、縮尺は不明。

図・表 被害地周辺概況

（出所）御田，他（2019）．日常活動理論を用いた盗伐発生メカニズムの理解-宮崎県南部における事例．日本森林学会誌vol.101 No.5, pp207-213. 表1, 図3を引用

犯行の概要 (御田, 他 (2019) から)

- 被告人らが2015年、宮崎市近郊の山林所有者から立木販売を持ちかけられ、近辺一帯の山林買い付けを計画
- 公訴事実① Yが手紙を送るなどして連絡。地権者α氏から返事がないためXが伐採届を偽造。α氏が立木売買に同意しているかのように装い、他の伐採届とともにA社に交付。
- ② β氏が登記されている山林の伐採届の偽造とその行使 (β氏は2008年死亡)。
- ③ γ氏が登記されている山林の伐採届の偽造とその行使 (γ氏は1984年死亡)。
- 山林の販売先A社は、範囲が狭く素材生産業者へ売却できないと判断。周辺の山林買い付けをYに促す→東側へ拡大。
- YからA社に売却された山林は鹿児島県の素材生産業者 (B社) へ売却。B社は伐採せずに当該山林をさらに山林仲介業者 (C社) を介して宮崎県の素材生産業者 (D社) に売却。D社は伐採届を宮崎市に提出し、適合通知書を得て、山林を伐採し、宮崎市内の原木市場へ出荷。
- なお鹿児島県の素材生産業者 (B社) は鹿児島県林材協連、宮崎県の素材生産業者 (D社) は宮崎県素連によって認定された合法木材供給事業者である。

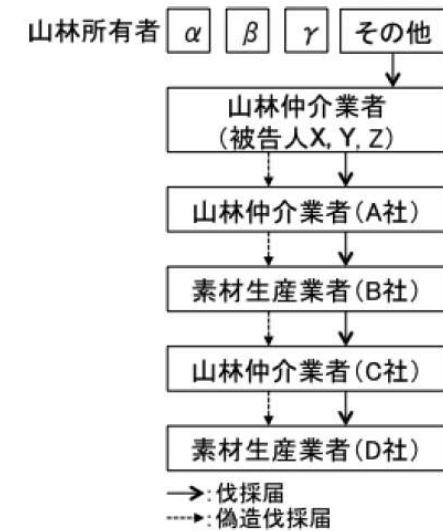


図-2. 事件の関係者と伐採届の売却経路

出所：確定記録をもとに作成。

(出所) 御田, 他 (2019). 日常活動理論を用いた盗伐発生メカニズムの理解-宮崎県南部における事例. 日本森林学会誌vol.101 No.5, pp207-213. 図2を引用

偽造された伐採及び伐採後の造林届出書／受理後の適合通知書

宮崎県 宮崎市 宮崎市長 戸 敷 正

27年 11月 12日

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

乙 第 2 / 号 証

宮森第 1 5 号 6 5
平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日

《届出人》 住所 [REDACTED] 鹿児島県の素材生産業者 (B社)

《伐採業者》 住所 [REDACTED] 鹿児島県の素材生産業者 (B社)

鹿児島県の素材生産業者 (B社)

次のとおり森林の立木を伐採したため、森林法第10条の第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所
宮崎 市 町 大字 瓜生野 字 ツツノ 地番 4689-2

2 伐採の計画

伐採面積	0.27 ha
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐 伐採率 100%
集材・搬出方法	車両系・架線系・搬出し
路網の設置延長	800 m 宮崎県作業道開設基準
伐採樹種	杉
伐採齢	60年 (最低林齢: 年 ~ 歳)
伐採の期間	H28年1月20日 ~ H29年1月19日

故人の署名・捺印 (有印私文書偽造)

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	0.21 ha
人工造林による面積 (A+B)	0.21 ha
植栽による面積 (A)	0.21 ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	H28年12月1日 ~ H29年3月31日	杉	0.21 ha	525本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	3/年 月 日 ~ 年 月 日		ha	
5年後において適確な更新がなされない場合	年 月 日 ~ 年 月 日		ha	本

4 備考
適合通知等希望の有無 (有・無)

平成27年11月12日付けで提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された、下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、宮崎市森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。なお、伐採に当たっては、下記の事項に十分留意すること。

提出された伐採及び伐採後の造林の届出概要

森林の所在場所 : 宮崎市大字瓜生野4689-2
伐採面積 : 0.21ha
伐採の方法 : 主間伐別: (主伐:皆伐)、伐採率(100%)
集材・搬出方法 : 車両系
路網の設置延長 : 800m (宮崎県作業道開設基準に従う)
伐採樹種・伐採齢 : スギ 60年生
伐採期間 : 平成28年1月20日~平成29年1月19日
伐採後の造林方法 : 植栽
造林面積 : 0.21ha
植栽本数 : 525本
造林期間 : 平成29年4月1日~平成31年3月31日

- 留意すべき事項
- 立木の伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行うこと。また、近隣への影響が危惧されることから、地元自治会長及び隣接者へ伐採の内容を事前に説明すること。
 - 森林の土地利用に当たっては、地形、地質を十分考慮するとともに、森林が有する各種の公益的機能を代替施設 (造成森林、法面緑化、排水施設等) の適切な設置により維持させるなどして、土砂の流失や崩壊を引き起こさないよう留意すること。
 - 届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行うこと。

佐藤信己 5月31日 決算

文書取扱
森林水産課森林保全係
TEL 21-1919

宛先に届くはずのない適合通知書

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

宮森第15号65
平成27年11月19日

██████ 殿

宮崎市長 戸 敷



故人の署名・捺印
(有印私文書偽造)

平成27年11月12日付けで提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された、下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、宮崎市森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。なお、伐採に当たっては、下記の事項に十分留意すること。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出概要

森林の所在場所 : 宮崎市大字瓜生野4689-2
伐採面積 : 0.21ha
伐採の方法 : 主間伐別: (主伐:皆伐)、伐採率(100%)
集材・搬出方法 : 車両系
路網の設置延長 : 800m (宮崎県作業道開設基準に従う)
伐採樹種・伐採齢 : スギ 60年生
伐採期間 : 平成28年1月20日~平成29年1月19日
伐採後の造林方法 : 植栽
造林面積 : 0.21ha
植栽本数 : 325本
造林期間 : 平成29年4月1日~平成31年3月31日

9/4 伊豆海邊
15-15 一般質問

稲穂に神道
(見舞)

123 10800A

深

伊豆海邊

伊豆海邊

留意すべき事項

- 立木の伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行うこと。また、近隣への影響が危惧されることから、地元自治会長及び隣接者へ伐採の内容を事前に説明すること。
- 森林の土地利用に当たっては、地形、地質を十分考慮するとともに、森林が有する各種の公益的機能を代替施設(造成森林、法面緑化、排水施設等)の適切な設置により維持させるなどして、土砂の流失や崩壊を引き起こさないよう留意すること。
- 届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行うこと。

文書取扱
森林水産課森林保全係
TEL 21-1919

偽造された伐採及び伐採後の造林届出書（伐採届）

伐採及び伐採後の造林の届出書

28年 1 月 22日

宮崎市長 殿

宮崎県の素材生産業者 (D社)

住所
氏名
印
E.L

宮崎県の素材生産業者 (D社)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

宮崎 市 町 大字 瓜生野 字 ツツノケ谷 地番 4689-2

2 伐採の計画

伐採面積	0.2116 ha		
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
集材・搬出方法	車両系・架線系・搬出なし		
路網の設置延長	m	宮崎県作業道開設基準	従う・従わない
伐採樹種			
伐採齢	年	(最低林齢: 年 ~ 最高林齢: 年)	
伐採の期間	年 月 日	~	年 月 日

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	0.2116 ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積 (D)	0.2116 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	年 月 日 ~ 年 月 日		ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	H29年4月1日 ~ H34年3月31日	クマノミ	0.2116 ha	
5年後において適確な更新がなされない場合	H34年4月1日 ~ H36年3月31日	クマノミ	0.2116 ha	634 本

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

適合通知等希望の有無 (有)・無

宮崎市長 殿

伐採及び伐採後の造林の届出書

28年 2 月 9 日

宮崎県の素材生産業者 (D社)

故人の署名・捺印 (有印私文書偽造)

住所
届出人氏名
電話番号

1 森林の所在場所

宮崎 市 町 大字 瓜生野 字 ツツノケ谷 地番 4689-2
林小班

2 伐採の計画

伐採面積	0.2 ha		
伐採方法	主伐 (皆伐) 択伐・間伐	伐採率	100%
集材・搬出方法	車両系		
路網の設置延長	85 m	路網の開設方法	従う・従わない
伐採樹種	クマノミ		
伐採齢	40年		
伐採の期間	H28.2.10 ~ H29.2.10		

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	0.2 ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積 (D)	0.2 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)				
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	H29.2.11 ~ H34.2.11	クマノミ	0.2 ha	
5年後において適確な更新がなされない場合	H34.2.11 ~ H36.2.11	クマノミ	0.2 ha	600 本

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

適合通知等希望の有無 (有)・無

民事裁判で新たに確認された証拠書類

領収証

山林仲介業者 (C社) 様

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98

但

H27年11月3日 上記正に領収いたしました

H27(2015年)

故人の署名・捺印
(有印私文書偽造)

2014年 → 8%

売買契約書

下記物件を下記条件に依り売買契約する。

1. 場所 宮崎市丸生野 4664-3 外 別紙地番
2. 物件 スギ、ヒキ
3. 金額 ￥10,500,000-
4. 支払方法 現金
5. 備考

上記契約後、山林境界その他に紛争を生じたる時は売主の責任に於いて解決し本書に記載なき事項は両者誠意を以て協議決定するものとする。

依り売買の証として後日の為には本書式通作成し両者記名捺印の上各巻通保有する。

2016年
平成28年 / 月 / 日

売主 住所 山林仲介業者 (C社)
氏名

買主 住所 宮崎県の素材生産業者 (B社)
氏名

立会保証人 住所
氏名

民事判決「故意によるものであることを疑わせる」

- 原告：Tさん
(東京豊島区在住)
- 被告：佐藤産業
(本社・宮崎県国富町)

無断伐採 故意の疑い

東京地裁 業者に賠償命令



裁判所前で判決の受け止めを語る原告の男性＝22日、東京都千代田区

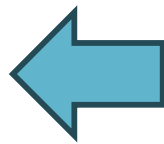
母親から相続した宮崎市内の山林が無断で伐採されたとして東京都豊島区の男性が佐藤産業(本社・宮崎県国富町)に対し、損害賠償と慰謝料など計192万4千700円を請求した

訴訟で、東京地裁(堂蘭幹一郎裁判長)は22日、同社に損害賠償13万9700円と慰謝料50万円の支払いを命じる判決を出しました。宮崎県など九州南部では、私有林が業者に無断で伐採される被害が相次いでいます。原告の男性は2021年8月、宮崎県警に森林窃盗の被害届を提出し、同社の社長ら2人が書類送検されました。

堂蘭裁判長は判決で、伐採にあたって同社が土地の境界を適切に確認しなかったことは「故意によるものであることを疑わせる」と指摘。過去に従業員が無断伐採で捜査機関の取り調べを受けても再発防止策を講じていないことから、今回の伐採も故意に近い行為であり、「過失の程度は極めて重い」としてい

ます。同社が一部を根こそぎ伐採したことから「被害本数を正確に把握することができなくなっている」とし、切り株が残るスギ30本から少なくとも13万9700円の財産的損害が生じたと認めました。本紙の取材に、原告の男性は「損害賠償額が少ないなど判決の全てに満足したわけではないが、無断伐採による精神的苦痛を認めて請求額(30万円)を上回る慰謝料の支払いを命じたことは評価したい」と述べました。控訴するかどうかは被告側の対応をみて考えたいとして「悪質な業者による盗伐を防ぐため、検察は同社の幹部を起訴してほしい」と語りました。

犯行の常習性が
証明された



出所：新聞赤旗、2023年6月23日紙面

盗伐材の調達を避けるために 求められるDDとは？



伐採および伐採後の造林の届出等の制度

- 森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務（森林法第十条の八）。

2017年4月～：伐採届伐採及び伐採後の造林の計画の届出（以下、伐採届）を行った者は事後に市町村長への伐採後の造林に係る森林の状況の報告が必要

※森林法改正（平成28（2016）年5月）

2022年4月～：伐採届を行った者は、伐採後の森林の状況の報告と伐採後の造林に係る森林の状況の報告が必要

※森林法施行規則改正（令和3（2021）年9月）

2023年4月～：伐採届に必要な書類*1の添付が義務付け

※森林法施行規則改正（令和3（2021）年9月）

- *1 森林の位置図・区域図、届出者の確認書類、他法令の許認可関係書類、土地の登記事項証明書等、伐採の権原関係書類*2（届出者が土地所有者でない場合）、隣接森林との境界関係書類、市町村長が必要と認める書類
*2 立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類

悪質な盗伐業者に対して効果はあるか？

- **そもそも「警察には捕まらない」と考えている？**
 - 事実、警察は被害者の被害届を容易に受理しない。
※警察は、被害届の提出をする者があったときは、その届出にかかる事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない（犯罪捜査規範61条）
 - 民事不介入の原則、とはいうが極めて悪質な行為を看過し続けるのは本来の職責を果たしていない
- **森林法違反（第197条森林窃盗）の時効は3年。これを逆手に取り、随所で時間稼ぎ？**
- **有印私文書偽造も厭わない。伐採・造林届のみならず契約書、領収書等の偽造もお手の物？**
 - 届出の窓口となる自治体職員の人員強化や能力向上などが伴わない限り、効果は期待できない
- **万が一、盗伐行為が発覚した際は「ごめんなさい、間違えました」として不適當な額の示談金で済ますことは想定内？**
 - 運よく警察の捜査が入ったとしても、検察が不起訴にして刑事事件として扱わない。民事であれば「ごめんなさい、間違えました」、「仲介業者に騙されました」の主張で賠償額の減額を狙う
- **巧妙に売買プロセスを複雑化させ、且つ仲介業者に介することで彼らに罪をなすりつけることを想定している。**
 - 有罪判決が下された5件のうち3件は仲介業者
- **脱税の疑い。**
 - 盗伐事案では山林売買は口頭で済ませ契約書は作成せず。代金の受け渡しも現金・手渡し。領収書等も作成しない事例も。無申告あるいは契約書がないことを良いことに「仕入れ代金水増し」による利益圧縮で脱税は可能

出所：盗伐被害者への聞き取り、または彼らからの提供情報に基づく

盗伐丸太、米国市場へ輸出?????

- ツブロケ谷事件のほか複数の盗伐事案へ関与している鹿児島県の素材生産業者（D社）は丸太輸出事業に関与している可能性あり

スギ2×4部材の北米輸出を睨んだ黄金のトライアングル
(志布志モデルⅡ)



図5 スギ2×4部材の北米輸出を睨んだ黄金のトライア
(志布志モデルⅡ)

大手木材商社や国内有数の合板メーカーなどの企業名が列挙

同じ社名

主要取引先

木材

取引先銀行

鹿児島銀行、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、日本政策金融公庫

取得免許・許可

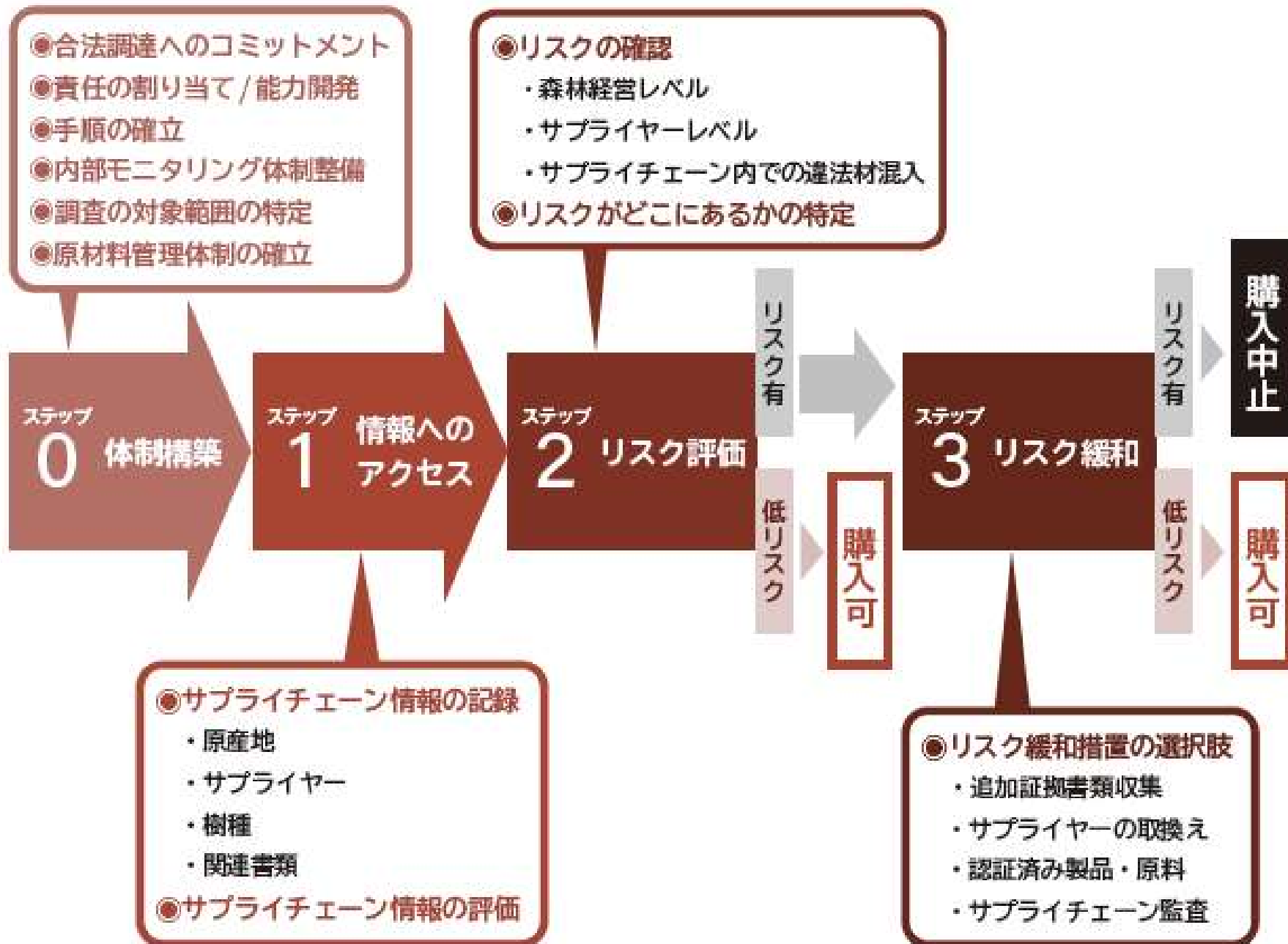
合法木材事業者認定 (素材生産業・製材業)

第Ⅰ種、第Ⅱ種木材関連事業者登録 (クリーンウッド法)

出所: 「木材サプライチェーンマネジメントの先進的な事例調査報告書」、(一財) 日本木材総合情報センター、令和4年3月

合法木材事業者認定 (鹿児島県林材協連)
クリーンウッド法登録 (第1種&2種) (日林協)

木材デューディリジェンスの手順



盗伐材を避けるDDとは？

● 合法証明書類（伐採届等）の入手のみでは不十分

- 伐採届の記述内容の十分な検証による書類の法的な有効性を確認すること
- 小班レベルの伐採区域やトレーサビリティを確実にすること
- 定期的に伐採現場の視察や事業者への聞き取りを実施すること
 - ➔ 足を運ぶことが難しければ既存のモニタリングツールを活用
- 業界内にとどまらない複数のソースから様々な情報を入手し、判断の参考にすること

● 取引事業者&サプライチェーンのリスクを適切に評価すること

- シンプルなサプライチェーンほどリスクは低く、関与する事業者が多い&流通経路が複雑なほどリスクは高くなる傾向にある
- サプライチェーンに関与する事業者が信頼するに値するか否かを判断するのは購入者の責任



ご清聴、ありがとうございました。

国際環境NGO FoE Japan (エフ・オー・イー ジャパン)

三柴 淳一 理事／森林担当

Tel: 03-6909-5983 / mishiba@foejapan.org